

平成20年度政府予算に対する

雪寒地帯対策関係要望書



平成19年6月

全国積雪寒冷地帯振興協議会

平成20年度政府予算に対する要望について

雪寒地帯対策の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

雪寒地帯は、良好な自然環境や歴史的・文化的資源が残された多自然居住地域として21世紀の新たなライフスタイルを実現できる貴重な場として期待されております。

しかしながら、雪寒地帯は雪への対応のため生活全般にわたり様々なハンディキャップを抱えており、平成18年豪雪では多くの人的、物的被害を被ったことは記憶に新しいところです。また、今冬の記録的な暖冬により、少雪期における課題も顕在化しています。

このような状況に対し、「豪雪は災害」であるとの認識に立ち、国、道府県、市町村が一体となった除雪体制の整備、道路除排雪費に対する財源の確保や豪雪地域に対する人的・物的支援に加え、過疎化、高齢化の進行によるコミュニティ維持機能の低下への対策など、降雪の状況に応じ適切に対応できる豪雪対策制度を確立する必要があります。

また、先般改正された国の豪雪地帯対策基本計画により市町村における総合的な雪対策が求められているところでありますが、その推進に向けては、国から支援が是非とも必要であります。

つきましては、雪寒地帯の実状を御理解いただき、平成20年度国家予算編成の際には、関係予算の確保等、次の要望事項の実現につきまして特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年6月

全国積雪寒冷地帯振興協議会

会長 新潟県知事 泉 田 裕 彦

全国積雪寒冷地帯振興協議会 会員一覽

道府県会員

北海道
 青森県
 岩手県（理事）
 宮城県
 秋田県
 山形県
 福島県
 茨城県
 栃木県
 群馬県
 新潟県（会長）
 富山県
 石川県
 福井県
 山梨県
 長野県（理事）
 岐阜県
 愛知県（理事）
 滋賀県
 京都府
 兵庫県（理事）
 鳥取県
 島根県
 岡山県
 広島県
 山口県
 計 26道府県

市町村会員

北海道
 岩見沢市
 留萌市
 稚内市
 美唄市
 芦別市
 赤平市
 士別市
 名寄市
 三笠市
 滝川市
 砂川市
 深川市
 富良野市
 石狩市
 伊達市
 当別町
 新篠津村
 木古内町
 八雲町
 長万部町
 厚沢部町
 せたな町
 今金町
 黒松内町
 蘭越町
 二七〇町
 真狩村
 留寿都村
 喜茂別町
 京極町
 倶知安町
 豊浦町
 洞爺湖町
 共和町
 岩内町
 神恵内村
 積丹町
 古平町
 仁木町
 赤井川村
 浦臼町
 月形町
 新十津川町
 妹背牛町
 秩父別町
 雨竜町
 北竜町
 沼田町
 幌加内町
 鷹栖町
 当麻町
 愛別町
 上川町
 東川町
 美瑛町
 和寒町
 剣淵町
 下川町
 新得町
 南富良野町
 占冠村
 美深町
 音威子府村
 中川町
 増毛町
 小平町
 苫前町
 羽幌町
 初山別村
 遠別町
 天塩町
 幌延町
 豊富町
 猿払村
 浜頓別町
 中頓別町
 枝幸町
 津別町
 清里町
 遠軽町
 滝上町
 興部町
 西興部村
 雄武町
 中標津町
 標津町

市町村会員

青森県

青森市
黒石市
五所川原市
十和田市
平川市
弘前市
平内町
今別町
蓬田村
鱒ヶ沢町
西目屋村
野辺地町
東北町

岩手県

八幡平市
西和賀町(理事)

宮城県

大崎市

秋田県

湯沢市
鹿角市
北秋田市
大仙市
由利本荘市
大館市
仙北市
横手市
上小阿仁村
藤里町

美郷町
羽後町
東成瀬村

山形県

米沢市
新庄市
上山市
村山市
長井市
尾花沢市
南陽市
鶴岡市
酒田市

西川町

朝日町
大江町
大石田町
金山町
最上町
舟形町
真室川町

大蔵村
鮭川村
戸沢村
高畠町
川西町
小国町
白鷹町
飯豊町
庄内町

福島県

下郷町
檜枝岐村
只見町
南会津町
北塩原村
西会津町
磐梯町
猪苗代町
柳津町
会津美里町
三島町
金山町
昭和村

新潟県

長岡市
柏崎市
三条市
小千谷市
加茂市
十日町市
糸魚川市
上越市
魚沼市
南魚沼市
妙高市(理事)
胎内市
五泉市
阿賀町
川口町
湯沢町
津南町

関川村
朝日村

長野県

長野市
飯山市(副会長)
白馬村
小谷村
高山村
山ノ内町
木島平村
野沢温泉村
信濃町
栄村(理事)

富山県

富山市
黒部市
砺波市
南砺市
上市町
立山町

石川県

加賀市
白山市

福井県

大野市
勝山市
池田町
南越前町

市町村会員

群馬県

片品村

岐阜県

高山市

飛騨市

揖斐川町

白川村

滋賀県

余呉町

計 2 0 1 市町村

目 次

国土交通省関係	1
総務省・財務省・国土交通省関係	4
総務省関係	5
文部科学省関係	5
農林水産省関係	6
経済産業省関係	6

国土交通省関係

1 豪雪地帯対策特別事業の推進

豪雪地帯における克雪及び利雪・親雪対策を推進するため、豪雪地帯対策特別事業の事業費の確保を図ること。

2 冬期鉄道輸送力の確保

冬期鉄道輸送力の確保のため、防除雪施設等への予算の確保と公共交通の遅延情報の提供、及び北海道旅客鉄道株式会社に加え、他の鉄道事業者への迅速な除雪体制の整備に対する指導・支援、除雪要員の確保・技術支援を図ること。

3 雪寒事業の推進

(1) 雪寒事業費の確保と生活路線を重点とした雪寒路線の追加指定

(2) 除雪事業補助枠の増額

(3) 市町村道を対象とした安全・安心な除雪費支援制度の創設

(4) 消雪パイプ「リフレッシュ事業」の推進

(5) 急坂道路やトンネル坑口部・橋りょう部など特に凍結しやすい箇所における無散水消雪施設の整備の推進

(6) 凍雪害防止事業における流雪溝整備及び堆雪帯整備の推進

(7) 防雪事業における降積雪量自動観測装置整備の推進

(8) 雪寒機械の補助対象機種拡大による整備推進及びリース等新たな制度の導入

(9) 老朽化した防雪施設（特にスノーシェッド・防雪柵等）の更新及び補強についての補助の拡大

(10) 凍結防止剤散布車整備の推進

(11) 低温による凍上現象で道路が被災した場合における災害復旧事業としての対象拡大

4 安定的・継続的な除雪体制の確保

降雪状況に影響されない安定した除雪体制を維持するため、除雪オペレーター確保の person 費の保障や除雪機整備料などの固定経費に対し、除雪業者の経営安定化に向けた財源支援措置を講ずること。

5 コミュニティ維持のための雪処理対策の推進

過疎化、高齢化の進行により要援護世帯や空き家が増加する中において、地域の克雪力を維持・強化するため、次の措置を講ずること。

(1) ボランティア等の確保、コーディネーターの養成及び受入体制の整備に関する支援制度の創設

(2) 小型除雪機械等の整備の支援

(3) 住民のオペレーター資格取得や高齢者等に対する地域ぐるみでの安全・安心確保のための支援の充実

(4) 空き家の雪処理に関する支援措置

6 歩道除雪事業の推進

(1) 歩道除雪事業の推進を図るため、歩道除雪機械の整備及び除排雪等を考慮した歩道構造の整備を推進するとともに、除雪費の増額を図ること。

(2) 市街地におけるバス利用者の安全を図るため、バス停留所付近における無散水施設整備を推進すること。

7 特豪代行改築事業の推進

豪雪地帯対策特別措置法第14条の10カ年延長による特豪代行改築事業については、集落住民のライフスタイルの変化による集落アクセスの役割変化を勘案した事業採択を図ること。

8 スノートピア道路事業の推進

雪に強い街づくりを推進するために、スノートピア道路事業費の大幅確保を図ること。

9 新世代下水道支援事業におけるリサイクル推進事業枠の確保

市街地における克雪対策を推進するため、新世代下水道支援事業におけるリサイクル推進事業関連費の予算の確保を図ること。

10 雪崩対策事業の強化

雪崩対策を推進するため、次の措置を講ずること。

(1) 雪崩対策事業費の確保と総合雪崩対策モデル事業の推進

(2) 雪崩災防止技術等の調査研究の推進

11 河川関連雪対策事業の推進

水量豊かな河川から、市街地を流れる中小河川に消流雪用水を導入供給するため、総合流域防災事業費の確保を図ること。

12 克雪住宅整備の推進

豪雪地帯住民の住環境の向上を図り、安全を確保するため、克雪住宅の整備及び既存住宅の克雪住宅化を推進すること。

13 総合的な雪に関する情報システムへの支援制度の創設

計画的、効果的な除排雪には降雪量の予測など雪に関する情報は、欠かせないため、総合的な雪に関する情報システムへの支援制度を創設すること。

14 地域気象観測システム観測点の増設

災害防止の観点から、豪雪地帯でありながら積雪観測が実施されていない地域における地域気象観測システム観測点を増設すること。

15 空港整備事業等の推進

冬期の安全性の向上及び就航率の改善のため、次の措置を講ずること。

(1) 照明施設の整備推進

(2) I L S 等の整備推進

総務省・財務省・国土交通省関係

1 豪雪地帯における融雪等に要する諸経費の税財政上の優遇措置

雪に伴う経済的負担を軽減するため、豪雪地帯の住民に配慮した融雪や除排雪に要する設備の導入及び諸経費等に対する税財政上の優遇措置を講ずること。

総務省関係

- 1 豪雪・寒冷地域の実情を十分に踏まえた地方交付税制度の充実
平成18年豪雪での犠牲者発生を重く認識し、地方交付税制度の見直しにあたっては、豪雪・寒冷地域の実情を十分に踏まえ、財政運営に支障をきたさないようにすること。
- 2 山間豪雪地における災害時の情報連絡体制の確保
山間豪雪地における災害時の情報連絡体制を確保するため、携帯電話不感地域の解消に係る補助事業の対象を拡大すること。また、衛星携帯電話の導入・更新及び維持経費に対する支援制度を創設すること。
- 3 地方債における雪対策事業の推進
一般補助施設整備等事業債・豪雪対策事業分の需要に応じた起債枠の確保を図ること。
- 4 防災行政無線の整備
豪雪地帯市町村における防災行政無線の整備を促進するため、デジタル防災行政通信設備の需要に応じた起債枠の確保を図ること。

文部科学省関係

- 1 調査研究の促進と研究機関の充実
豪雪対策に関する調査研究の促進を図るため、次の措置を講ずること。

(1) 雪氷防災研究センター及び同新庄支所における調査研究の推進と研究機関の充実

(2) 研究開発費における雪氷災害の発生予測に関する研究費及び施設整備費の確保

2 公立文教施設の整備

公立文教施設の整備を促進するため、事業費の確保及び改修に対する支援の充実を図ること。

農林水産省関係

1 雪崩防止対策の推進

雪崩防止対策を促進するため、なだれ防止林造成事業費の確保を図ること。

経済産業省関係

1 雪の冷熱エネルギー活用対策の推進

(1) 雪の冷熱エネルギーの一層の導入促進に向け、地域新エネルギー導入促進事業等の事業費の確保を図ること。

(2) 「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業」において雪冷熱エネルギー活用設備の採択を図ること。